

六 略									
七 略									
八 農地法 (昭和27年法律第229号)									
1及び2 略									
3 同法第4条第1項の規定による農地の転用の許可及び同法第31項の規定による農業者会議からの意見の聴取 (一) 2ヘクタール以下のもの及び一時転用に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
4 同法第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可及び同法第31項において準用する同法第4条第31項の規定による農業者会議からの意見の聴取 (一) 2ヘクタール以下のもの及び一時転用に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
5~32 略									
33 同法第32条第1項の規定による他人の土地等の立入調査、竹木等の除去等の実施 (一) 1、3(一)及び4(一)に掲げる事柄に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
34 同法第33条の規定による土地の状況等に関する報告の徴収 (一) 1、3(一)及び4(一)に掲げる事柄に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
35 同法第33条の2の規定による農地等の違反転用に対する監督処分 (一) 3(一)及び4(一)に掲げる事柄に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
九 略									

六 鳥取県中山間地域活性化資金利子補償金規則(平成2年鳥取県規則第38号)に基づく知事の権限に属する事務									
1 同規則第5条の規定による利子補償金の締結									
七 略									
八 略									
九 農地法 (昭和27年法律第229号)									
1及び2 略									
3 同法第4条第1項の規定による農地の転用の許可及び同法第31項の規定による農業者会議からの意見の聴取 (一) 2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
4 同法第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可及び同法第31項において準用する同法第4条第31項の規定による農業者会議からの意見の聴取 (一) 2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
5~32 略									
33 同法第32条第1項の規定による他人の土地等の立入調査、竹木等の除去等の実施									
34 同法第33条の規定による土地の状況等に関する報告の徴収									
35 同法第33条の2の規定による農地等の違反転用に対する監督処分 (一) 総合事務所長が許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
十 略									

十 略	十一 略	十二 略	十三 略	十四 略	十五 略	十六 略	十七 略
生 産 振 興 課	八 其他の 事務	1 農林物資の規格 化及び品質表示の 適正化に関する法 律第17条の2第1 項の規定に基づき 農林水産大臣に登 録された登録認定 機関を代表する知 事の権限に属する 次の事務 (一) 検査員 判定 員の任命 (二) 認定申請の 受理の拒否理由 の通知 (三) 判定委員会 委員の任命 (四) 認定の判定 及び再判定の結 果の通知 (五) 認定書の交 付又は再交付並 びに調査及び再 検査の結果の通 知 (六) 立入検査の 通知 (七) 広告、表示 の中止及び業務 停止の請求 (八) 改善報告書 の請求 (九) 認定取り消 しの結果の通知 (十) 農林水産大 臣への報告、申 請及び届ナ (十一) 独立行政 法人農林水産消 費技術センター への報告 (十二) 鳥取県有 機農産物等認定 業務規程その他 認定業務に関す る規程の制定又 は改定 (1) 認定を行 う農林物資の 種類の変更 (2) (1)以外 のもの (十三) (一)から (十二)以外の事 務					
	2 酒税の保全及び 酒類販売組合等 に関する法律(昭 和28年 法律第7号)第6 条の6第1項の 規定に基づき酒 類における有機 等表示の基準を 満たしているこ とを証明を行う 知事の権限に属 する次の事務 (一) 証明判定の 結果の通知 (二) 証明書の交						

		付又は再交付並びに調査及び再調査の結果の通知 (三) 証明の取消し (四) 鳥取県有機農産物加工産物証明規程その他証明規程に於ける規程の制定又は改定変更又は廃止 (1) 特に重要なもの (2) (1)以外のもの (五) (一)から(四)までに掲げるもの以外のもの																		
畜産課	一~五 略																			
畜産課	六 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略																		
		2 同法第4条第4項の規定による届出伝染病に係る市町村長への通報及び農林水産大臣への報告																		
		3~34 略																		
	七~十七 略																			
	十八 薬事法に基づく知事の権限に属する事務(動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係る場合に限る。)	1~6 略																		
		7 同法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等販売業及び賃貸業の許可																		
		8 略																		
		9 略																		
		10 略																		
		11 略																		
		12 略																		
		13 略																		
		14 略																		
		15 略																		
		16 略																		
	十九及び二十 略																			
	二十一 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略																		
		2 同法第5条第1項の規定による届出																		
		3 同法第5条第2項の規定による命令																		
		4~9 略																		
	二十二及び二十三 略																			
	略																			
耕地課	一 土地改良法に基づく知事の権限	1及び2 略																		
		3 同法第7条第5																		

畜産課	一~五 略																			
畜産課	六 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略																		
		2 同法第4条第3項の規定による届出伝染病に係る市町村長への通報及び農林水産大臣への報告																		
		3~34 略																		
	七~十七 略																			
	十八 薬事法に基づく知事の権限に属する事務(動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係る場合に限る。)	1~6 略																		
		7 略																		
		8 略																		
		9 略																		
		10 略																		
		11 略																		
		12 略																		
		13 略																		
		14 略																		
		15 略																		
	十九及び二十 略																			
	二十一 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略																		
		2 同法第5条第1項の規定による届出																		
		3 同法第5条第2項の規定による命令																		
		4~9 略																		
	二十二及び二十三 略																			
	略																			
耕地課	一 土地改良法に基づく知事の権限	1及び2 略																		
		3 同法第7条第5																		

<p>限に属する 事務（広域 農産整備事 業及び農林 漁業用開墾 油桐畑原身 替農産整備 事業に係る もの並びに 市町村長に 委任したも のを除く。）</p>	<p>項（同法第48条第9 項（同法第36条の 3第5項において 準用する場合を含 む。）第95条第3 項、第95条の2第 3項及び第96条の 2第5項において 準用する場合を含 む。）の規定による 農用地の改良等に 関し専門的知識を 有する職員の援助</p>																								
4	同法第8条第1 項の規定による土 地改良事業計画等 の適否の決定																								
5	同法第8条第1 項の規定を準用す る同法第48条第9 項（同法第36条の 3第5項において 準用する場合を含 む。）第95条第3 項、第95条の2第 3項及び第96条の 2第5項の規定に よる土地改良事業 計画等の適否の決 定																								
6	同法第8条第2 項（同法第48条第 9項（同法第36条 の3第5項におい て準用する場合を 含む。）第97条第 2項、第97条の2 第10項、第97条の 3第6項、第97条 第13項及び第15 条第3項、第95 条の2第3項並 びに第96条の2第 5項において準用 する場合を含む。） の規定による専門 技術者の委嘱									総合事務所長														総合事務所長	
7	同法第9条第2 項（同法第48条第 9項（同法第36条 の3第5項におい て準用する場合を 含む。）第95条第3 項、第95条の2第 3項及び第96条の 2第5項において 準用する場合を含 む。）の規定による 異議の申出に対す る決定																								
8	同法第10条第1 項の規定による土 地改良区の設立の 認可	—																							
9	同法第18条第17 項（同法第34条第 2項及び第34条に おいて準用する場 合を含む。）の規 定による土地改良 区及び土地改良区 連合の役員又は清算 人の就任等の公告									総合事務所長														総合事務所長	
10	同法第29条の3 第1項（同法第24 条において準用す る場合を含む。）の									—	総合事務所長														
<p>限に属する 事務（広域 農産整備事 業及び農林 漁業用開墾 油桐畑原身 替農産整備 事業に係る もの並びに 市町村長に 委任したも のを除く。）</p>	<p>項（同法第48条第 9項、第95条第3 項及び第96条の2 第5項において準 用する場合を含 む。）の規定による 農用地の改良等に 関し専門的知識を 有する技術吏員の 援助</p>																								
4	同法第8条第1 項（同法第48条第 9項、第95条第3 項及び第96条の2 第5項において準 用する場合を含 む。）の規定による 土地改良事業計画 等の適否の決定																								
5	同法第8条第2 項（同法第48条第 9項、第97条第2 項、第95条第3項 及び第96条の2第 5項において準用 する場合を含む。） の規定による専門 技術者の委嘱									総合事務所長															
6	同法第9条第2 項（同法第48条第 9項、第95条第3 項及び第96条の2 第5項において準 用する場合を含 む。）の規定による 異議の申出に対す る決定																								
7	同法第10条第1 項の規定による土 地改良区の設立の 認可及びその旨の 公告	—																							
8	同法第18条第17 項（同法第34条に おいて準用する場 合を含む。）の規 定による土地改良 区の役員の新就任等 の公告									総合事務所長															
9	同法第29条の3 第1項の規定による 仮理事の選任等	—																							

規定による仮理事の選任等																			
11 同法第30条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定による土地改良区及び土地改良区連合の定款の変更の認可																			
12 略																			
13 略																			
14 略																			
15 同法第47条第1項(同法第36条及び第36条の4において準用する場合を含む。)の規定による農用地の改良等に関する専門的知識を有する職員への補助																			総合事務所長
16 同法第48条第1項の規定による土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止若しくは新たな土地改良事業の施行の認可																			総合事務所長
17 略																			
18 同法第52条第1項(同法第36条及び第36条の4において準用する場合を含む。)の規定による換地画の認可																			総合事務所長
19 同法第52条第9項(同法第33条の4第2項 第36条及び第36条の4において準用する場合を含む。)において準用する同法第7条第5項の規定による農用地の改良等に関する専門的知識を有する職員への補助																			総合事務所長
20 同法第52条の2第1項(同法第33条の4第2項 第36条及び第36条の4の規定において準用する場合を含む。)の規定による換地画の適否の決定																			
21 同法第52条の2第3項(同法第33条の4第2項 第36条及び第36条の4において準用する場合を含む。)の規定による関係農業委員会の意見の聴取																			総合事務所長
22 同法第52条の3第2項(同法第33条の4第2項において準用する場合を含む。)において準用する同法第9																			
10 同法第30条第2項の規定による土地改良区の定款の変更の認可																			
11 略																			
12 略																			
13 略																			
14 同法第47条第1項の規定による農用地の改良等に関する専門的知識を有する技術吏員の援助																			
15 同法第48条第1項の規定による土地改良事業計画の変更等の認可																			
16 略																			
17 同法第52条第1項の規定による換地画の認可																			
18 同法第52条第9項において準用する同法第7条第5項の規定による農用地の改良等に関する専門的知識を有する技術吏員の援助																			
19 同法第52条の2第1項の規定による換地画の適否の決定																			
20 同法第52条の2第3項の規定による関係農業委員会の意見の聴取																			

行うべき旨の同意															
36 同法第35条の2第101項の規定による同法第111項に規定する申請書の農林水産大臣への進達															
37 同法第36条の4第21項の規定による農用施設成事業の計画の概要についての協議														総務事務所長	
38 略															
39 同法第36条第21項の規定による土地改良事業の適否の決定に係る協議 (一) 国営土地改良事業 (二) 県営土地改良事業															総務事務所長
40 略															
41 同法第37条第71項(同法第37条の2第101項及び第37条の3第61項、第101項及び第131項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申立てに対する決定															
42 略															
43 略															
44 同法第37条の2第31項の規定による土地改良事業の計画の概要等の公告及び建築計画に係る同意の取得															総務事務所長
45 同法第37条の2第61項の規定による土地改良事業計画等についての協議 (一) 国営土地改良事業 (二) 県営土地改良事業															総務事務所長
46 同法第37条の2第81項(同法第37条の3第61項、第101項及び第131項で準用する場合を含む。)の規定による公告及び計画の概要の概覧															総務事務所長
47 同法第37条の2第71項の規定による国営土地改良事業に係る土地改良事業計画等についての関係市町村長との協議															総務事務所長
48 同法第37条の2第91項(同法第37条の3第61項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の受理															総務事務所長
49 同法第37条の2第101項(同法第37															総務事務所長

30 同法第36条の4第21項の規定による農用施設成事業の計画の概要についての協議															
31 略															
32 同法第36条第21項の規定による土地改良事業の適否の決定に係る協議															
33 略															
34 同法第37条第71項(同法第37条の3第61項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申立てに対する決定															
35 略															
36 略															
37 同法第37条の2第31項の規定による土地改良事業の計画の概要等の公告及び同意の取得															
38 同法第37条の2第61項又は第71項の規定による土地改良事業計画等についての協議															
38の2 同法第37条の2第81項の規定による公告及び計画の概要の概覧															

の願及び同意の取得									
58 同法第37条の3第7項の規定による市町村併合申請事業において国営土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更又は当該土地改良事業の廃止に係る同意									
59 同法第37条の3第12項の規定による農用地造成事業に係る土地改良事業の施行計画の変更又は当該土地改良事業の廃止の決定									
60 同法第37条の3第12項の規定による農用地造成事業に係る土地改良事業の施行計画の変更又は当該土地改良事業を廃止する場合の地方公共団体等の同意の取得									総合事務所長
61 略									
62 略									
63 同法第39条の2第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)において準用する同法第52条第6項の規定による県営土地改良事業に係る換地計画で定める場合における同法第5条第7項に掲げる権利を有するすべての者で組織する会議の招集									総合事務所長
64 略									
65 同法第39条の2第3項において準用する同法第53条の2の規定による非農用地区域内に換地する土地を指定することについての同意の取得及び指定									総合事務所長
66 略									
67 同法第39条の2第3項において準用する同法第53条の2の2第1項の規定による指定を行うことの同意の取得及び同法第53条の2の3第1項の規定による指定									総合事務所長
68 同法第39条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第3項の規定による反響算金の支払									総合事務所長
69 同法第39条の2第3項において準用する同法第53条									総合事務所長

の取得									
45の2 同法第37条の3第10項において準用する同法第37条の2第8項の規定による公告及び施行計画の概要の縦覧									
46 略									
47 略									
48 同法第39条の2第2項において準用する同法第52条第6項の規定による県営土地改良事業に係る換地計画に定める場合における当該換地計画に係る土地につき所有権等による権利又はその他の使用及び利益を目的とする権利を有するすべての者で組織する会議の招集									総合事務所長
49 略									
50 略									

の3第2項の規定による土地改良施設等の用に供する土地の取得者の同意の取得																							
70 同法第39条の2第4項(同法第5項において準用する場合を含む。)において準用する同法第37条第7項の規定による異議申立てに対する決定																							
71 同法第39条の2第5項の規定による換地計画の変更の決定																							
72 略																							
73 略																							
74 略																							
75 略																							
76 同法第39条の2第9項の規定による換地処分及び同法第101項において準用する同法第54条第5項の規定による管轄登記所への通知																							
77 略																							
78 同法第39条の2第11項の規定による返済金等の土地改良区への支払等及びその旨の通知																							
79 略																							
80 同法第91条第2項の規定による同法第11項に規定する分担保に相当する費用の部分を負担する旨の市町村の同意の取得及び負担金の徴収																							
81 同法第91条第6項の規定による負担金の徴収																							
82 略																							
83 同法第95条第1項の規定による土地改良事業の認可																							
84 同法第95条の2第1項の規定による土地改良事業の計画の変更又は当該事業の廃止の認可																							
85 同法第96条の2第1項の規定による土地改良事業の開始に係る協議に対する同意																							
86 同法第96条の2第6項(同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。)の規定による土地改良事業の開始に係る協議に対する同意																							
51 略																							
52 略																							
53 略																							
54 略																							
55 同法第99条の2第9項の規定による換地処分																							
56 略																							
57 略																							
58 同法第33条の2第1項の規定による管理費の制定																							
59 同法第33条の3において準用する同法第7条の3の規定による排水の量を減ずること等の措置を採るべきこととの要求																							
60 略																							
61 同法第36条の2第1項の規定による土地改良事業の開始に係る協議に対する同意																							

																				よる関係農業者同組合の意見の聴取
																				87 同法第36条の3第1項の規定による土地改良事業の計画の変更又は当該事業の廃止に係る協議に対する同意
																				88 同法第36条の4において準用する同法第57条の2の規定による管理規程の規定、変更又は廃止の協議に対する回答
																				89 同法第13条の2第1項の規定による土地改良事業の工事の着手に係る届出の受理
																				90 同法第13条の2第2項の規定による土地改良事業の工事の完了に係る届出があった旨の公告
																				91 同法第13条の2第3項の規定による土地改良事業の工事を完了した旨の公告
																				92 同法第13条の3の規定による工事の着手又は完了等した旨の簿籍登記所への届出
																				93 略
																				94 同法第132条第1項の規定による土地改良区等（同法第84条の規定において準用する場合を含む。以下95及び96並びに98から101までにおいて同じ。）に対するその事業に関する報告の徴収
																				95 同法第132条第1項の規定による土地改良区等の業務又は会計の状況の検査の実施 (一) 土地改良区等のうち土地改良区（300ヘクタール以上の地域をその地区とするものに限る。）及び土地改良区連合に係るもの (二) (一)以外のもの
																				96 同法第133条の規定による土地改良区等の事業又は会計の状況の検査の実施 (一) 土地改良区等のうち土地改良区（300ヘクタール以上の地域をその地区とするものに限る。）
																				62 同法第36条の3第1項の規定による土地改良事業の変更等に係る協議に対する同意
																				63 同法第36条の4において準用する同法第57条の2の規定による管理規程の規定の協議に対する同意又は変更若しくは廃止の協議に対する同意
																				64 同法第13条の2第2項の規定による土地改良事業の工事の完了に係る届出があった旨の公告
																				65 同法第13条の2第3項の規定による土地改良事業の工事を完了した旨の公告
																				66 略
																				67 同法第132条第1項の規定による土地改良区等に対するその事業に関する報告の徴収
																				68 同法第132条第1項の規定による土地改良区等の業務又は会計の状況の検査の実施 (一) 300ヘクタール未満の地帯を土地改良区の地区とするものに係るもの (二) (一)以外のもの
																				69 同法第133条の規定による土地改良区の事業又は会計の状況の検査の実施

	及び土地改良区 連合に係るもの (二) (一)以外の もの								—	総合事務所長
97	95及び96に係る 検査に従事する職 員の任免及び身分 を示す証票の交付									
98	同法第134条第1 項の規定による違 反行為に対する措 置命令 (一) 土地改良区 等のうち土地改 良区(300ヘクタ ール以上の地域 をその地区とす るものに限る。) 及び土地改良区 連合に係るもの (二) (一)以外の もの	—								総合事務所長
99	同法第134条第2 項の規定による土 地改良区等の役員 の改選の命令									
100	同法第135条第 1項の規定による 土地改良区等の解 散の命令									
101	同法第136条第 1項の規定による 土地改良区等の総 会等の決議又は選 挙若しくは当選の 取消し									
102	同法第136条第 2項により準用す る第1項の規定に おいて準用する第 52条第5項(第3 条の4第2項(第 96条の4におい て準用する場合を 含む)及び第39条 の2第2項(同条 第5項におい て準用する 場合を含む)に規 定する会議の決議 の取消し									総合事務所長
二-四 略										
五 土地改良 法施行令に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 略									
	2 同令第39条の規 定により管理受託 者が農林水産大臣 に対してする申請 書の提出									中宿総合事務 所長 西宿総合事務 所長
	3 略									
	4 略									
六 土地改良 法施行規則 (昭和24年 農林省令第 75号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同規則第47条第 2号の規定による 農業用排水路の 指定									
七 略										
八 略										
70	同法第134条第1 項の規定による違 反行為に対する措 置命令	—								
71	同法第134条第2 項の規定による土 地改良区等の役員 の改選の命令									
72	同法第135条第1 項の規定による土 地改良区等の解散 の命令									
73	同法第136条第1 項の規定による土 地改良区等の総会等 の決議又は選挙若 しくは当選の取消 し									
二-四 略										
五 土地改良 法施行令に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 略									
	2 略									
	3 略									
六 略										
七 略										

九 略						
十 略						
十一 略						
十二 鳥取県 国営大山山 麓土地改良 事業負担金 徴収条例 (平成15年 鳥取県条例 第5号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第2条の 規定による負担金 の徴収					西沼総合事務 所長
十三 国営 土地改良事 業特別徴収 金徴収条例 (平成19年 鳥取県条例 第11号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第2条第 1項及び第2項の 規定による特別徴 収金の徴収					中沼総合事務 所長
	2 同条例第4条の 第1号)に 規定による特別徴 収金の減免及び徴 収猶予					中沼総合事務 所長
十四 鳥取県 県営土地改 良事業分担 金徴収条例 (昭和44年 鳥取県条例 第42号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 (田園空間 博覧会準備 事業に係る ものを除 く。)	1 同条例第2条の 規定による分担金 の徴収					総合事務所長
	2 同条例第4条の 規定による分担金 の減免及び徴収猶 予					総合事務所長
	3 同条例第5条第 11項の規定による 特別分担金の徴収					総合事務所長
	4 同条例第5条第 31項の規定による 特別分担金の免除					総合事務所長
十五 地方財 政法に基づ く知事の権 限に属する 事務(県営 土地改良事 業等の施行 に伴う市町 村負担金に ついて(平 成4年鳥取 県議会議 決以下議 決」とい う。)に係 る事項に限 る。(ただ し、議決中 広域整備 事業、農林 漁業振興形 成補助金 財源等 道整備事業 に係るもの を除く。)	1 同法第27条第1 項による負担金の 徴収					総合事務所長
十六 その 他の事務 (広域農道 整備事業及 び農林漁業 用排水施設 財源等 道整備事業 に係るもの	1 県営土地改良事 業等に係る施設等 の譲与の決定(財 産の交換、譲与、 無償貸付等)に關す る条例第3条の規 定による管理財産 の譲与又は減額譲 渡に限る。)					総合事務所長

八 略						
九 略						
十 略						
十一 その 他の事務 (広域農道 整備事業及 び農林漁業 用排水施設 財源等 道整備事業 に係るもの	1 県営土地改良事 業等に係る施設等 の譲与の決定					

を除く。）	2及び3 略											
	4 略											
	5 略											
	6 略											
	7 略											
	8 土地改良区及び土地改良区連合並びに土地改良事業に係る証明書の交付											総合事務所長
	1-5 略											
	6 同去第10条の11号)に基づく知事の権限に属する事務	同去第10条の11第2項の規定による要町域森林又はその立木についての所有権の移転等に関する認定										
7-9 略												
10 同去第19条第1項の規定による森林施業計画の認定、変更の認定及び認定の取消し並びに森林施業計画を変更すべき旨の通知	(一) 二以上の総合事務所所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの											総合事務所長
11 略												
12 同去第19条第3項の規定による森林施業計画の認定等又は森林施業計画を変更すべき旨の通知についての関係市町村長の意見の聴取	(一) 二以上の総合事務所所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの											総合事務所長
13-16 略												
二-六 略												

を除く。）	2及び3 略												
	4 県営土地改良事業等に係る分担金・負担金の徴収											総合事務所長	
	5 略												
	6 略												
	7 略												
	8 略												
	9 土地改良区及び土地改良区連合に係る証明書の交付												総合事務所長
	1-5 略												
	6 同去第10条の11号)に基づく知事の権限に属する事務	同去第10条の11第2項の規定による要町域森林又はその立木についての所有権の移転等に関する認定											
7-9 略													
10 同去第19条第1項の規定による森林施業計画の認定、変更の認定及び認定の取消し並びに森林施業計画を変更すべき旨の通知	(一) 二以上の総合事務所所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの											総合事務所長	
11 略													
12 同去第19条第3項の規定による森林施業計画の認定等又は森林施業計画を変更すべき旨の通知についての関係市町村長の意見の聴取	(一) 二以上の総合事務所所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの											総合事務所長	
13-16 略													
二-六 略													
七 鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例(昭和60年鳥取県条例第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務											林業課長	
八 鳥取県立二十一世紀の森管理規則(昭和60年鳥取県規則第9号)に基づく知事の権限に	1 全ての事務											林業課長	

七 その他の事務		1-3 略																		
4 県営林道事業の市町村等負担金に係る市町村との協議及び負担金の徴収																				総合事務所長
森林保全課	一 森林法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条の2第1項の規定による開墾行為の許可 (一) 土地の面積が10ヘクタール未満の開墾行為の許可（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。） (二) (一)以外のもの																		総合事務所長
		1の2 同法第10条の2第6項の規定による森林審議会及び市町村長の意見聴取 (一) 土地の面積が10ヘクタール未満の開墾行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。） (二) (一)以外のもの																		総合事務所長
3-5 略																				
6 同法第30条及び第30条の2の規定による告示及び森林所有者等への通知																				
7-10 略																				
11 同法第33条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による森林所有者等への通知 (一) 同法第33条の3において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施設要件変更に係るもの（同法第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るものに限る。） (二) (一)以外の民有林に係るもの																				総合事務所長
12-14 略																				
14の2 同法第34条第8項の規定による保安林における立木の伐採等の許可に係る伐採の届出の受理																				総合事務所長
15及び16 略																				

属する事務																				
九 その他の事務		1-3 略																		
森林保全課	一 森林法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条の2第1項の規定による開墾行為の許可のうち土地の面積が10ヘクタール未満の開墾行為の許可																		
		1の2 同法第10条の2第6項の規定による森林審議会及び市町村長の意見聴取																		
3-5 略																				
6 同法第30条の規定による農林水産大臣からの通知の内容の告示及び森林所有者等に対する通知																				
7-10 略																				
11 同法第33条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による森林所有者等への通知 (一) 同法第33条の3において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施設要件変更に係るもの（同法第25条第1項第4号から第11号に掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るものに限る。） (二) (一)以外の民有林に係るもの																				総合事務所長
12-14 略																				
15及び16 略																				

	16の2 同法第34条第10項及び第34条の2第4項(第34条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による市町村長への通知									総合事務所長
	17~20 略									
	20の2 同法第39条の3第2項の規定による特定保安林の指定の申請及び同法第5項において準用する同法第21項の規定による特定保安林の指定の解除の申請									総合事務所長
	20の3 同法第39条の5の規定による要整備森林に係る施業等の報告									総合事務所長
	20の4 同法第39条の7第1項の規定による要整備森林における保安施設設置事業の実施									総合事務所長
	21及び22 略									
二 略										
三 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第22条の8第1項第5号から第9号までに掲げる立木の刈採の届出の受理									総合事務所長
	2 同規則第22条の11第1項第3号及び第4号に掲げる下草等の採取の届出の受理									総合事務所長
	3 同規則第22条の8第1項第10号及び第22条の11第1項第5号の規定による国の機関との協議									総合事務所長
四 略										
五 略										
六 略										
七 鳥取県林地開発条例(平成17年鳥取県条例第36号)に基づく知事の権限に属する事務	1~5 略									
	6 同条例第7条第6号の規定による開発行為の地位の承継の届出の受理(一) 土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの(二) 以上の総合事務所所管区域に係るものを除く。(二) (一)以外のもの									総合事務所長
	7 同条例第8条の規定による許可計画の変更の命令(一) 土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの(二)									総合事務所長
	17~20 略									
二 略										
三 略										
四 略										
五 略										
六 鳥取県林地開発条例(平成17年鳥取県条例第36号)に基づく知事の権限に属する事務	1~5 略									
	6 同条例第7条第6号の規定による開発行為の地位の承継の届出の受理									
	7 同条例第8条の規定による許可計画の変更の命令									

		以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。 (二) (一)以外のもの						○						
8~11 略														
12	同条例第12条の規定による許可の取消し	(一) 土地の面積が50ヘクタール未満の開墾行為に係るもの	(二) 以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。	(二) (一)以外のもの								○		総合事務所長
13~16 略														
17	同条例第16条の規定による許可状況の公表	(一) 土地の面積が50ヘクタール未満の開墾行為に係るもの	(二) 以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。	(二) (一)以外のもの								○		総合事務所長
八 鳥取県立	1 全ての事務	二十世紀の森の設置及び管理に関する条例(昭和60年鳥取県条例第3号)に基づく知事の権限に属する事務											○	林業試験場長
九 鳥取県立	1 全ての事務	二十世紀の森管理規則(昭和60年鳥取県規則第9号)に基づく知事の権限に属する事務											○	林業試験場長
十 其他の事務		1~3 略												
七 其他の事務	1~3 略													
4	県営林道事業の市町村等負担金に係る市町村との協議及び負担金の徴収												○	総合事務所長
一 土木工事	1 土木工事に係る起工の決定	(一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。県土整備部共通の項の一及び二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの	(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの	○										
一 土木工事	1 土木工事に係る起工の決定	(一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。県土整備部共通の項の一及び二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの	(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの	○										

	<p>の項の一及び二において同.)に係る知事の権限に属する事務(付押付振に委任したものを除く)</p>	<p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○						○ 総合事務所長
	<p>2 土木工事に係る設計の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の契約金額が2億円以上となる場合に限る) ハ イ及びロ以外のもの</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○</p>	○						○ 総合事務所長
	<p>3 土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること</p>								
	<p>の項の一及び二において同.)に係る知事の権限に属する事務(付押付振に委任したものを除く)</p>	<p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○					○	○ 総合事務所長
	<p>2 土木工事に係る設計の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの ハ イ及びロ以外のもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の契約金額が1億円以上となる場合に限る) ハ イ及びロ以外のもの</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p>	○						○ 総合事務所長
	<p>3 土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること</p>								

	<p>(3の2の場合を除く。)</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p>				<p>総合事務所長</p>					
	<p>3の2 土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること決定(技術提案型の随意契約の場合)</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>				<p>総合事務所長</p>					<p>総合事務所長</p>
	<p>4 土木工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>				<p>総合事務所長</p>					<p>総合事務所長</p>
	<p>5 土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p>				<p>総合事務所長</p>					<p>総合事務所長</p>
	<p>6 土木工事に係る設計又は監督の委託の決定</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p>									
	<p>(3の2の場合を除く。)</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>				<p>総合事務所長</p>					<p>総合事務所長</p>
	<p>3の2 土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること決定(技術提案型の随意契約の場合)</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>				<p>総合事務所長</p>					<p>総合事務所長</p>
	<p>4 土木工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>				<p>総合事務所長</p>					<p>総合事務所長</p>
	<p>5 土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が4,000万円以上5,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p>				<p>総合事務所長</p>					<p>総合事務所長</p>
	<p>6 土木工事に係る設計又は監督の委託の決定</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p>									

	<p>の (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p>									総合事務所長
	7 他部署の所掌に係る土木工事の受託の決定									総合事務所長
	8~11 略									
二 土木工事に係る県取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	<p>1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(二)において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>									総合事務所長
	<p>2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>									総合事務所長
	<p>3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>									総合事務所長
	<p>の (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上5億円未満の工事に係るもの (四) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p>									総合事務所長
	7 他部署の所掌に係る土木工事の受託の決定									
	8~11 略									
二 土木工事に係る県取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	<p>1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(二)において同じ。)が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>									総合事務所長
	<p>2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>									総合事務所長
	<p>3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p>									

								の <u>(2) 工事費が 1億円未満の 工事に係るも の</u>									総合事務所長	
4	同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 <u>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</u> <u>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</u>							4	同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 <u>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</u> <u>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</u>								総合事務所長	
5	同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 <u>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</u> <u>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</u>							5	同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 <u>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</u> <u>(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</u> <u>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</u>								総合事務所長	
6	同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 <u>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</u> <u>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</u>							6	同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 <u>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</u> <u>(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</u> <u>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</u>								総合事務所長	
7	同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 <u>(一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額）以下県土整備部共通の項の二において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの</u> <u>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</u> <u>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</u>							7	同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 <u>(一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額）以下県土整備部共通の項の二において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの</u> <u>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</u>								総合事務所長	
8	略																	
9	同規則第30条第1項の規定による工事の監査の委託							9	同規則第30条第1項の規定による工事の監査の委託									

	<p>(一) 対象総1金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 対象総1金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費 (請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費、以下県土整備財団共通の項の二において同じ。)が2億円以上請負対象総1金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>																								
10 略																									
	<p>11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>																								
	<p>12 同規則第36条第71項 第7条第3段 第39条第5項 第40条後段及び第40条の2第31項の規定による工期又は請負代金の額の変更</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>																								
13 略																									
	<p>14 同規則第39条第41項の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係</p>																								
	<p>(一) 対象総1金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 対象総1金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費 (請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費、以下県土整備財団共通の項の二において同じ。)が2億円以上請負対象総1金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>																								
13 略																									
	<p>14 同規則第39条第41項の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係</p>																								
	<p>(一) 対象総1金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 対象総1金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費 (請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費、以下県土整備財団共通の項の二において同じ。)が2億円以上請負対象総1金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>																								

	<p>るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	総合事務所長	<p>るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	総合事務所長
	<p>15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	総合事務所長	<p>15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	総合事務所長
	<p>16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	総合事務所長	<p>16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	総合事務所長
	<p>17 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p>		<p>17 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2</p>	

	(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの									総合事務所長
18	同規則第42条第1項の規定による工期の繰上げの要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの									総合事務所長
19	同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの									総合事務所長
20～25 略										
26	同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの									総合事務所長
27及び28 略										
29	同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円									総合事務所長
	徳円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの									総合事務所長
18	同規則第42条第1項の規定による工期の繰上げの要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの									総合事務所長
19	同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの									総合事務所長
20～25 略										
26	同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの									総合事務所長
27及び28 略										
29	同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円									総合事務所長

未済の工事に係るもの											
30 略											
31 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの										総合事務所長	
32 略											
33 同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払い (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの										総合事務所長	
34 同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの										総合事務所長	
35 同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの										総合事務所長	
36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの										総合事務所長	
37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計											
未済の工事に係るもの											
30 略											
31 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの										総合事務所長	
32 略											
33 同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払い (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの										総合事務所長	
34 同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの										総合事務所長	
35 同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの											
36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの										総合事務所長	
37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計											

	計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の (三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの																		
三 公共土木 施設災害復 旧事業費国 庫負担施設 行令（昭和 26年政令第 107号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同令第5条第2 項の規定による市 町村長からの災害 の報告についての 主務大臣への報告																		
2 同令第6条第1 項の規定による災 害復旧事業の事業 費の決定について の主務大臣への申 請																			
3 同令第6条第2 項の規定による災 害復旧事業の設計 単価及び掛掛につ いての主務大臣へ の協議																			
4 同令第6条第3 項の規定による市 町村の災害復旧事 業の事業費の決定 について主務大 臣への申請に係 る書類の受理及び 当該書類の主務大 臣への送付																			
5 同令第6条の2 第2項の規定によ る市町村の災害復 旧事業に係る事業 費の決定について の市町村長への通 知																			
6 同令第7条第2 項の規定による災 害復旧事業の事業 費の決定の基礎と なった設計の変更 について主務大 臣への協議																			
7 同令第7条第3 項の規定による災 害復旧事業の廃止 について主務大 臣への報告																			
8 同令第8条第2 項の規定による市 町村災害復旧事業 に対し市町村に指 示等をしたときの 主務大臣への報告																			
9 同令第11条の規 定による災害復旧 事業の成功の認定 について主務大 臣への申請																			
10 同令第12条第2 項の規定による災 害復旧事業費の国 の負担金の率の算 定等の事務を行っ た旨の主務大臣へ の報告																			
11 同令第12条第4 項の規定による災 害復旧事業費の国																			
	計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の (三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの																		

	の負担金の率の算定についての市町村長への通知										総合事務所長
四 その他の事務 県土総務課	1 総合事務所所管区域内における工事施工に必要な国等への許認可で知事名において処理することが必要な申請等（河川法第20条第24条第26条及び第27条に係るもの又は自然公園法施行令第6条に係るものに限る。）										
管理課	一～十四 略										
十五 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）に基づく知事の特権に属する事務	1 同令第5条第2項の規定による市町村長からの災害の報告についての主務大臣への報告										
	2 同令第6条第1項の規定による災害復旧事業の事業費の決定についての主務大臣への申請										
	3 同令第6条第2項の規定による災害復旧事業の概算単価及び掛掛についての主務大臣への協議										
	4 同令第6条第3項の規定による市町村の災害復旧事業の事業費の決定についての主務大臣への申請に係る書類の受理及び当該書類の主務大臣への送付										
	5 同令第7条第2項の規定による災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった概算の変更についての主務大臣への協議										
	6 同令第7条第3項の規定による災害復旧事業の廃止についての主務大臣への報告										
	7 同令第8条第2項の規定による市町村が災害復旧事業に関し市町村に指示等をしたときの主務大臣への報告										
	8 同令第11条の規定による災害復旧事業の成功の認定についての主務大臣への申請										
	9 同令第12条の規定による災害復旧事業費の国の負担金の率の算定等の事務を行った旨の主務大臣への報告										
十六 公共土	1 同令第4条に規										

											木施設等 復旧事業費 国庫負担去 施行規則 (昭和三 十一年 建設省令第 十号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	定する市町村の災 害復旧事業に係る 事業費の決定につ いての市町村長へ の通知															
	十五 其他 の事務	1 土木工事に係る 一般競争入札又は 指名競争入札の執 行 (一) 鳥取港 網 代漁港及び田後 港に係る港整備 事業、海岸整備 事業及び東部地 区沿岸海堤整備 事業に係る工事 (請負対象総計 金額が2億円以 上の工事に限 る。)に係るもの (二) 鳥取港 網 代漁港及び田後 港に係る港整備 事業、海岸整備 事業及び東部地 区沿岸海堤整備 事業に係る工事 (請負対象総計 金額が2億円未 満の工事に限 る。)に係るもの (三) 鳥取空港の 整備事業に係る 工事(請負対象 総計金額が2億 円以上の工事に 限る。)に係るも の (四) 鳥取空港の 整備事業に係る 工事(請負対象 総計金額が2億 円未満の工事に 限る。)に係るも の (五) (一)から(四) まで以外の工事 に係るもの (1) 総合事務 所の所管に係 るもので請負 対象総計金額 が2億円未満 の工事に係る もの (2) (1)以外 に係るもの						鳥取港等事務 所長																			
	十七 其他 の事務	1 土木工事に係る 一般競争入札又は 指名競争入札の執 行 (一) 鳥取港 網 代漁港及び田後 港に係る港整備 事業、海岸整備 事業及び東部地 区沿岸海堤整備 事業に係る工事 (請負対象総計 金額が1億円以 上の工事に限 る。)に係るもの (二) 鳥取港 網 代漁港及び田後 港に係る港整備 事業、海岸整備 事業及び東部地 区沿岸海堤整備 事業に係る工事 (請負対象総計 金額が1億円未 満の工事に限 る。)に係るもの (三) 鳥取空港の 整備事業に係る 工事(請負対象 総計金額が1億 円以上の工事に 限る。)に係るも の (四) 鳥取空港の 整備事業に係る 工事(請負対象 総計金額が1億 円未満の工事に 限る。)に係るも の (五) (一)から(四) まで以外の工事 に係るもの (1) 総合事務 所の所管に係 るもので請負 対象総計金額 が1億円未満 の工事に係る もの (2) (1)以外 に係るもの						鳥取港等事務 所長																			
											2 土木工事の総計 単価及び坪掛の決 定																
技 術	一 略																										
企 画 課	二 其他の 事務	1 土木工事の総計 単価及び坪掛の決 定																									
道 路	一~九 略																										
企 画 課	十 其他の 事務	1 略 2 県営土地改良事 業に係る施設等の 譲与の決定(財産 の交換、譲与、無 償貸付等)に関する							総合事務所長																		
企 画 課	一~九 略																										
	十 其他の 事務	1 略 2 県営土地改良事 業に係る施設等の 譲与の決定																									

		条例第3条の規定による普通権限の譲与又は増権権限に限る。																		
																				3~7 略
																				1~3 略
道路建設課	一 道路法に基づく知事	の権限に属する事務(道路建設の所掌事務に係るものに限る。)	4 同法第48条の5第1項の規定による道路等と自動車専用道路との連結等の施設及び許可																	
			5~15 略																	
			1 同法第7条第5項(同法第48条第9項(同法第36条の3第5項において準用する場合を含む。)、第35条第3項、第36条の2第3項及び第36条の2第5項において準用する場合を含む。の規定による農用地の改良等)に関する専門的知識を有する職員									総合事務所長								
二 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務(広域農道整備事業及び農林漁業用幹線水路が前身結農道整備事業に係るものに限り、市町村長に委任したものを除く。)	2 同法第8条第1項の規定を準用する同法第48条第9項(同法第36条の3第5項において準用する場合を含む。)、第35条第3項、第36条の2第3項及び第36条の2第5項の規定による土地改良事業計画等の適否の決定																			
	3 同法第8条第2項(同法第48条第9項(同法第36条の3第5項において準用する場合を含む。)、第37条第2項、第37条の2第10項、第37条の3第6項及び第10項同条第13項及び第15項、第35条第3項、第36条の2第3項並びに第36条の2第5項において準用する場合を含む。の規定による専門技術者の委嘱										総合事務所長									
	4 同法第9条第2項(同法第48条第9項(同法第36条の3第5項において準用する場合を含む。)、第35条第3項、第36条の2第3項及び第36条の2第5項において準用する場合を含む。の規定による異議の申出に対する決定																			
	5 同法第48条第1項の規定による土地改良事業計画の									総合事務所長										

		3~7 略																			
																				1~3 略	
																				4 同法第48条の4第1項の規定による道路等と自動車専用道路との連結等の施設及び許可	
道路建設課	一 道路法に基づく知事	の権限に属する事務(道路建設の所掌事務に係るものに限る。)	4 同法第48条の4第1項の規定による道路等と自動車専用道路との連結等の施設及び許可																		
			5~15 略																		
			1 同法第7条第5項(同法第48条第9項、第35条第3項及び第36条の2第5項において準用する場合を含む。の規定による農用地の改良等)に関する専門的知識を有する技術吏員の援助																		
			2 同法第8条第1項(同法第48条第9項、第35条第3項及び第36条の2第5項において準用する場合を含む。の規定による土地改良事業計画等の適否の決定																		
			3 同法第8条第2項(同法第48条第9項、第37条第2項、第35条第3項及び第36条の2第5項において準用する場合を含む。の規定による専門技術者の委嘱																		
二 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務(広域農道整備事業及び農林漁業用幹線水路が前身結農道整備事業に係るものに限り、市町村長に委任したものを除く。)	4 同法第9条第2項(同法第48条第9項、第35条第3項及び第36条の2第5項において準用する場合を含む。の規定による異議の申出に対する決定																				
	5 同法第48条第1項の規定による土地改良事業計画の																				

変更又は土地改良事業の廃止若しくは新たな土地改良事業の認可						
6及び7 略						
8 同去第86条第2項の規定による土地改良事業の適否の決定に係る協議		—				総合事務所長
9 略						
10 同去第87条第7項(同去第87条の2第10項並びに第87条の3第6項、第10項及び第13項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申立てに対する決定						
11及び12 略						
13 同去第87条の2第3項の規定による土地改良事業の計画の概要等の公告及び当該計画に係る同意の取得		—				総合事務所長
14 同去第87条の2第6項又は第7項の規定による土地改良事業計画等についての協議並びに県営土地改良事業にあつては第8項(同去第87条の3第6項、第10項及び第13項において準用する場合を含む。)の規定によるその旨の公告及び当該計画等の概要の概要		—				総合事務所長
15 同去第87条の2第9項(同去第87条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の受理						総合事務所長
16 同去第87条の2第10項の規定により準用する第5条第6項(同去第87条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による国有地等の編入の承認の申請						総合事務所長
17 同去第87条の2第10項の規定により準用する第5条第7項(同去第87条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による関係権利者全員の同意の取得						総合事務所長
18 同去第87条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の決定						
19 同去第87条の3第1項の規定による土地改良事業計						総合事務所長
変更等の認可						
6及び7 略						
8 同去第86条第2項の規定による土地改良事業の適否の決定に係る協議		—				総合事務所長
9 略						
10 同去第87条第7項(同去第87条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申立てに対する決定						
11及び12 略						
13 同去第87条の2第3項の規定による土地改良事業の計画の概要等の公告及び同意の取得		—				総合事務所長
14 同去第87条の2第6項又は第7項の規定による土地改良事業計画等についての協議		—				総合事務所長
15 同去第87条の3第1項の規定による土地改良事業計						総合事務所長